

春の全国交通安全運動を実施

2016年 4月6日(水)～5月5日(木)

テーマ

その道は安全か



2015年に自動車総連内で発生した交通事故での死亡災害は4件(日産労連内2件)ありました。春は生活が大きく変わる時期でもあり、不慣れな交通環境での通勤・通学による交通事故の発生が心配されます。自動車・バイク・自転車・歩行者のそれぞれが、万が一に備えて安全意識を高めることが重要です。

日産労連重点取り組み項目

- ① 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ② すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 通勤および業務上の交通事故防止

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を走行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



一歩間違えば、死亡事故にも繋がる危険があります!

スマートフォンの画面を見ながら何らかの行動をとる「ながらスマホ」による事故が、スマホの普及に伴い年々増加し、特に「歩きスマホ」については、社会的な問題となっています。

歩道を歩行中に操作をし、歩行者同士での接触



駅のホームで歩行中に操作をし、人と接触してホームへ転落



自転車や自動車を運転中に操作をし、前方不注意がもとで接触



これも交通ルール違反!

自動車の安全不確認のドア開放

自動車を路肩に止めて車内から出ようとドアを開けた時、歩行人や自転車などにあててしまったら、後方不注意と見なされて違反となる。

点滅信号

黄色の点滅信号は減速、赤の点滅信号は一時停止を無視すると交通ルール無視と見なされ違反となる。

自転車で歩道通行時の通行方法

自転車を乗ったまま歩道を走行すると、通行禁止違反となる。

常に周りへの「配慮」を忘れることなく、心に余裕を持って交通ルールを守りましょう!